

報告第十三号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解したの
で、同条第二項の規定により報告する。

令和八年九月二十四日

江戸川区長 齊 藤 猛

和解調書(総括表)

No1

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	219,100 円	1 件
合 計	219,100 円	1 件

和解調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
担 当 部 課 生活振興部地域振興課

No.2

番号	和解額	和解日	和解の内容				当事者
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	
1	219,100 円	令和8年5月26日	東京簡易裁判所 令和8年(ハ)第13674号	令和5年12月15日	元金 206,400 円 利息金 6,600 円 遅延損害金 6,100 円	令和8年6月末日限り 219,100円	原告 江戸川区 被告 練馬区民 (債務者) 被告 土浦市民 (連帯保証人)
計	219,100 円						